

令和6年第2回足寄町議会定例会議事録（第3号）

令和6年6月18日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵君	2番	井脇	昌美君
3番	榑原	深雪君	4番	矢野	利恵子君
5番	田利	正文君	6番	高橋	健一君
7番	木村	明雄君	8番	細川	勉君
9番	川上	修一君	10番	進藤	晴子君
11番	多治見	亮一君	12番	二川	靖君
13番	高橋	秀樹君			

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺俊一君
足寄町教育委員会教育長	東海林弘哉君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳君
総務課長	保多紀江君
福祉課長	森岡彰寿君
住民課長	金澤眞澄君
経済課長	佐々木康仁君
建設課長	松野孝君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	加藤勝廣君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸山一人君
------	-------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	山田弘幸君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横田晋一君
事務局次長	鈴木研司君
総務担当主査	飯野真有君

◎議事日程

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 請 願 第 2 号 | 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める
請願書＜P 3＞ |
| 日程第 2 | | 行政報告（教育長）＜P 3～P 4＞ |
| 日程第 3 | 報告第 1 4 号 | 専決処分の報告について（美盛足寄線外 1 路線整備工事請
負契約の変更について）＜P 4～P 5＞ |
| 日程第 4 | 議案第 4 3 号 | 令和 6 年度足寄町一般会計補正予算（第 1 号）＜P 5～P
1 6＞ |
| 日程第 5 | 議案第 4 4 号 | 令和 6 年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第
1 号）＜P 5～P 1 6＞ |
| 日程第 6 | 議案第 4 5 号 | 令和 6 年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
＜P 5～P 1 6＞ |
| 日程第 7 | 議案第 4 6 号 | 令和 6 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第
1 号）＜P 5～P 1 6＞ |
| 日程第 8 | 議案第 4 7 号 | 令和 6 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算
（第 1 号）＜P 5～P 1 6＞ |
| 追加日程第 1 | 意見書案第 2 号 | ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業
施策の充実・強化を求める意見書＜P 1 6～P 1 7＞ |
| 追加日程第 2 | 意見書案第 3 号 | 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める
意見書＜P 1 7＞ |
| 追加日程第 3 | | 議員派遣の件＜P 1 7＞ |
| 追加日程第 4 | | 所管事務調査期限の延期について（総務産業常任委員会・
文教厚生常任委員会）＜P 1 7＞ |
| 追加日程第 5 | | 閉会中継続審査申出書（総務産業常任委員会・文教厚生常
任委員会・広報広聴常任委員会・議会運営委員会）＜P
1 7～P 1 8＞ |

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） おはようございます。

全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時02分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告をお願いします。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君）

昨日開催されました、第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は最初に、6月4日の本会議において、総務産業常任委員会に付託いたしました、請願第2号について審査報告を受け、審議を行います。

次に、教育長から行政報告を受けた後、報告第14号の報告を受けます。

次に、議案第43号から議案第47号までの令和6年度補正予算の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 請願第2号

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 請願第2号厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める請願書の件を議題とします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、採択です。

これで、委員長の報告を終わります。

これから、請願第2号厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める請願書の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は、採択です。

本件は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、請願第2号厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める請願書の件は、委員長の報告のとおり、採択することに決定いたしました。

◎ 行政報告

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 行政報告を行います。

教育長から、教育委員会行政報告の申出がありましたので、これを許します。

教育長 東海林弘哉君。

○教育長（東海林弘哉君） 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から、新国際交流員の招聘について御報告いたします。

本町では、町民の国際理解の推進や、姉妹都市カナダ・アルバータ州ウェタスキウィン市との交流促進を図ることを目的に、外国青年招へいに関する要綱に基づき、平成4年度から国際交流員を招聘しております。

また、平成31年2月からは、小学校における外国語科の新設等に対応すべく、国際交流員を2名体制としておりましたが、令和5年8月に第15代国際交流員ジャスミン・ジャクソン氏が離任し、現在は1名欠員の状況となっております。

この間、現地友好協会に後任の募集につ

いて依頼してきましたが、応募がなく、残る第16代国際交流員のカミール・エスペリータ氏の負担が増したことで、学校等の訪問も制限せざるを得ない状況となっております。

国際交流員の招聘は、今までウェタスキウィン郡の出身者に限定していましたが、この状況を改善するため、友好協会とも協議し、今回は募集の範囲をアルバータ州出身者に広げることとしました。

今回応募いただいたトーマス・クリスティ氏（33歳、男性）は、アルバータ州メディスンハット市の出身で、ケベック州の大学を卒業後、カフェ経営等を経て、令和3年に来日し、現在は東京で外国語学校の講師として勤務しています。採用面接は、友好協会の役員等にも同席いただき、オンラインで実施しました。クリスティ氏は、ウェタスキウィン郡の出身ではありませんが、本町とウェタスキウィン市の国際交流に関わる業務を担っていただくことを条件に採用を決定し、7月1日に着任する予定です。

今後は、エスペリータ国際交流員との2名体制で、学校における国際理解教育や英語教育の推進、並びに地域における国際交流の振興をより一層図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これで、教育委員会行政報告を終わります。

◎ 報告第14号

○議長（高橋秀樹君） 日程第3 報告第14号専決処分の報告について（美盛足寄線外1路線整備工事請負契約の変更について）の件を議題とします。

本件について報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、報告第14号専決処分の報告について、御説明を申し上げます。

追加提出議案書の1ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり、令和6年6月5日付で、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを御報告するものでございます。

内容について御説明させていただきます。

令和5年12月5日開会の第4回定例会におきまして、工事請負契約の締結について議決をいただき、工事着手いたしました、美盛足寄線外1路線整備工事について、令和6年3月5日開会の第1回定例会において、契約変更の専決処分の報告をさせていただきましたが、再度、契約金額を変更するため、町長の専決処分事項の指定について、第6項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。

専決処分書を御覧ください。契約変更の目的は、美盛足寄線外1路線整備工事でございます。契約変更の原因は、契約条項第18条及び第25条の規定に基づくものでございます。この条項は、工事の発注者は、必要があると認めた場合、設計図書変更の上、工期や契約金額を変更できることについての規定でございます。

このたびの契約変更は、現地の状況により工法の一部が変更になったことと、リサイクルに係る処理料が確定したことにより、設計内容の一部に変更が生じたことによるものでございます。

変更事項は、3の契約の金額についてであり、専決処分前の工事請負金額9,220万2,000円を、220万円増額し、9,440万2,000円に変更するものでございます。なお増額分は、契約金額の10分の1以内の額であり、かつ500万円を超える額ではないため、指定事項に基づき専決処分を行ったものでございます。契約の相手方に変更はございません。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

◎ 議案第43号から議案第47号まで

○議長（高橋秀樹君） 日程第4 議案第43号令和6年度足寄町一般会計補正予算（第1号）から、日程第8 議案第47号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました議案第43号令和6年度足寄町一般会計補正予算（第1号）から、議案第47号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）まで、一括提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第43号令和6年度足寄町一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2億7,705万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、104億1,810万7,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第7目庁舎管理費、第14節工事請負費におきまして、役場庁舎照明LED化工事といたしまして、4,323万4,000円を計上いたしました。

第15目行政情報管理費、第12節委託料におきまして、総合行政システム等標準化対応業務といたしまして、8,467万5,000円を計上いたしました。

第17目あしょろ銀河ホール21管理

費、第14節工事請負費におきまして、あしょろ銀河ホール21空調設備整備工事といたしまして、1,378万2,000円を計上いたしました。

12ページから15ページになりますが、第2項徴税費、第1目税務総務費におきまして、定額減税調整給付金給付事業といたしまして、定額減税調整給付金3,700万円のほか、事業実施に係る会計年度任用職員報酬等の事務費を合わせて4,048万8,000円を計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第12節委託料におきまして、障害者地域生活支援センター管理運営業務といたしまして180万円、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、物価高騰対応重点支援給付金といたしまして100万円、第21節補償、補填及び賠償金におきまして、補償費といたしまして、667万2,000円を計上いたしました。

16ページをお願いいたします。

第2項老人福祉費、第3目介護保険助成費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、軽費老人ホーム施設改修費補助金といたしまして、1,630万円を計上いたしました。

第4目介護サービス事業助成費、第27節繰出金におきまして、過疎債分の介護サービス事業特別会計繰出金といたしまして、930万円を計上いたしました。

第3項児童福祉費、第3目子どもセンター運営費、第12節委託料におきまして、子どもセンターボイラー配管劣化診断業務といたしまして、170万5,000円を計上いたしました。

18ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、農家給水施設補修事業補助金といたしまして、206万3,0

〇〇円を計上いたしました。第４目畜産草地費、第１８節負担金、補助及び交付金におきまして、足寄町家畜伝染病自衛防疫対策協議会負担金といたしまして、４４２万９,〇〇〇円を計上いたしました。第２項林業費、第１目林業振興費、第１８節負担金、補助及び交付金におきまして、森林環境推進事業補助金といたしまして、５４９万４,〇〇〇円を計上いたしました。第２４節積立金におきまして、森林の二酸化炭素吸収及び削減活用基金積立金を５３３万円減額し、森林環境譲与税基金積立金といたしまして、５〇２万６,〇〇〇円を計上いたしました。

２０ページをお願いいたします。

第８款土木費、第２項道路橋梁費、第３目土木車両管理費、第１０節需要費におきまして、機器等修繕料といたしまして、４７３万９,〇〇〇円を計上いたしました。第４項都市計画費、第３目公園管理費、第１４節工事請負費におきまして、里見が丘公園フラワー園トイレ改修工事といたしまして、３５４万６,〇〇〇円を計上いたしました。

２２ページをお願いいたします。

第９款消防費、第１項消防費、第１目消防費、第７節報償費におきまして、消防団員退職報償金といたしまして、１７９万２,〇〇〇円を計上し、第１４節工事請負費におきまして、消防庁舎照明ＬＥＤ化工事といたしまして、３,１６４万２,〇〇〇円を計上いたしました。

２４ページをお願いいたします。

第１０款教育費、第５項保健体育費、第３目温水プール運営費、第１７節備品購入費におきまして、プールクリーナーといたしまして、１０３万２,〇〇〇円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものについて申し上げます。

８ページへお戻りください。

第２款地方譲与税、第３項森林環境譲与

税におきまして、森林環境譲与税といたしまして、５〇２万６,〇〇〇円を計上いたしました。

第１５款国庫支出金、第２項国庫補助金、第１目総務費国庫補助金におきまして、デジタル基盤改革支援補助金といたしまして、８,４６７万５,〇〇〇円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金といたしまして、４,１４８万８,〇〇〇円を計上いたしました。第５目土木費国庫補助金におきまして、道路メンテナンス国庫補助金といたしまして、８４８万１,〇〇〇円を計上いたしました。

１０ページをお願いいたします。

第１９款繰入金、第１項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金といたしまして、３,１９７万１,〇〇〇円を計上して、財政調整を行ったほか、森林環境譲与税基金繰入金といたしまして、５４９万４,〇〇〇円を計上いたしました。第２２款町債、第１項町債、第１目緊急防災・減災事業債におきまして、銀河ホール２１空調設備整備事業債といたしまして、１,３７０万円。第３目過疎対策事業債におきまして、介護サービス事業債などを合わせて、３,〇９０万円。第７目脱炭素化推進事業債におきまして、役場庁舎・消防庁舎照明ＬＥＤ化事業債といたしまして、６,７３０万円をそれぞれ計上いたしました。

４ページへお戻りください。

第２表債務負担行為補正、追加１件をお願いいたしました。第３表地方債補正、変更４件をお願いいたしました。

以上で令和６年度足寄町一般会計補正予算（第１号）についての説明を終わります。

次に特別会計について御説明申し上げます。

２７ページをお願いいたします。

議案第４４号令和６年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、11万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8億4,869万5,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に35ページをお願いいたします。

議案第45号令和6年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9億1,711万9,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に43ページをお願いいたします。

議案第46号令和6年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,862万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15億5,340万7,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。

50ページをお願いいたします。

第2款介護サービス事業費、第2項介護サービス施設建設費におきまして、介護サービス施設外構工事費といたしまして、1,862万7,000円を計上いたしました。

次に歳入について申し上げます。

50ページ上段になりますが、第4款繰入金におきまして、一般会計繰入金といたしまして、932万7,000円を計上いたしました。第6款町債におきまして、介護サービス事業債といたしまして、930万円を計上いたしました。

45ページへお戻りください。

第2表地方債補正、変更1件をお願いいたしました。

次に53ページをお願いいたします。

議案第47号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、59万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8,836万4,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第43号令和6年度足寄町一般会計補正予算（第1号）から、議案第47号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）までの提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第43号令和6年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

12ページをお開きください。

歳出から始めます。

款で進めます。

12ページから14ページ、第2款総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 14ページから16ページ、第3款民生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 16ページから18ページ、第4款衛生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 18ページから20ページ、第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 20ページ、第7款商工費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 20ページから22ページ、第8款土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 22ページ、第9款消防費、質疑はございませんか。

7番。

○7番（木村明雄君） 消防費ですけれども、LED化のことについてお伺いをしたいと思います。

役場の庁舎と、それからまた消防の庁舎、これについてLED化をするということなのですけれども。これについて、これで、まず役場のLED化が終わるのかどうか、その辺をちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（保多紀江君） このたび、補正予算のほうに役場庁舎と消防庁舎ということで、あげさせていただいておりますけれども、役場庁舎につきましては、例えば周辺の防災倉庫とかもございまして、そちらのほうも含めてLED化を行い、消防庁舎も全部LED化を行うということで予定をしております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

4番。

○4番（矢野利恵子君） ちょうど、LEDのことで聞きたいと思っていたのですけれども。何千万円もかかる事業ですから、これをやってもらう業者は町内の業者ですよ。町内の業者に振り分けて、そしてやってもらうという形にするのですよね。そこを確認したかった。

○議長（高橋秀樹君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 工事の種別が電

気工事ということで、指名登録の業者のところに指名選考委員会を経て決めることになっています。

基本的には電気工事、どのような区分で発注するかにもよりますけれども、一般的には指名登録業者の、基本的には5社、そこには当然町外の業者もございまして、町内の業者もいらっしゃいます。

大規模な業者になれば、ジョイントとして共同企業体という形も取りますが、今現在、町内業者を特に限定で指名するという仕組みには今なっておりませんので、通常どおり、今で言いますと、十勝管内の業者さんも含めた指名になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（矢野利恵子君） できることなら、どんどん人口が減って行って、仕事もなくて、もう本当に大変なときなので、町内の業者を優先的に頼むというやり方にしていていただきたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 22ページから24ページ、第10款教育費。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 歳出総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 8ページにお戻りください。

歳入に入ります。

8ページから10ページ、歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

9番。

○9番（川上修一君） 10ページの第2款、町債の関係で質問します。

過疎債の関係なのですけれども、その中

に軽費老人ホームということで、今、2,120万円載っております。

それで、軽費老人ホームは町の所有する施設ではないと思うのですが、過疎債が当たるのだとちょっとびっくりしているのですが、その点ちょっと中身、詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

ただいま御質問のありました、町の施設ではないですが過疎債が適用になるかという御質問でございますが、過疎債の充当が可能な項目の中に、老人保険法第5条の3に規定する老人福祉施設の工事等については対象となるとなっておりまして、今回ケアハウスにつきましても、この老人福祉法の対象の施設となっております。

また、今回の起債対象の中身でございますけれども、今回ケアハウスで設置します空調設備と改修工事の中で浴室の改修の部分なのですが、サッシだとかドアだとか、そういったところの腐食が激しくて、それで今回、補正予算で追加で計上させていただいているところなのですが、その部分についてが過疎債の対象となるというふうな形で、今回計上をさせていただいているところでございます。

大変申し訳ありません。最初にお話ししました、老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設が対象になっているということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 補足というか、基本的には過疎地域の市町村がやる事業について、過疎対策事業債が対象になると。

川上議員さんの質問の中では、社会福祉法人に対する補助も起債の対象になるかという御質問に対する答えですと、町がやる場合のみならず、社会福祉法人が町と同じような、同様な工事をする場合、その補助

金に対して100%過疎債が対象になるというところでございます。補助金に対して、過疎債。

森岡課長が言われたように、いろいろな種類がございまして、基本的に起債対象になるものというのは、資本形成になるものとか、例えば改修であれば耐用年数を延ばすとか、そのようなもの。小さな修繕とかは、なかなか対象にはならないのですが、今回で言えばエアコンですとか浴場の大規模な耐用年数を延ばすようなものに関しては起債対象として、町の補助金に対して過疎対策事業債が当たるという形になっています。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 9番。

○9番（川上修一君） 何となく分かりました。

実は、ケアハウスの関係は築が結構経過して老朽化していると。建設からの経過とかをお聞きした関係では、補助金も……、一銭も出さないで全部補助金で建ったので、改修にはなかなか補助金は難しいという話を聞いていたので、ちょっと心配したのですが、今回こういうふうに過疎債が対象になるということで、ほっとしております。

質問ではなくなって申し訳ないのですが、対象になるように、今回だけでなく今後かなり傷んでいる部分がありますので、耐用年数が延びるようなところも考えて、国にも要請をしていただきたいと思います。

答弁をお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今お話がございましたけれども、今、ケアハウスのところで、最初に国の補助、それから町の補助等があつて、なかなか、そういう補助を受けて建てた建物ということで、その部分の建物に対する家賃分といいますか、入所している人たちの入所者の負担という部分

で、さらに家賃分の部分を、建物を直すとかそういった部分のものについて、負担してもらえないという状況がありまして、今までも本当からいけば家賃分も含めて、それぞれ入所されている方たちから負担をいただければ、そういうものを積み立てておいて、例えば改修だとかに充てていくということができるということになっているわけなのですが、そうなっていないという状況の中で、これから25年ぐらいたったということで、建物の改修だとかも今後していかなければならない状況が生まれてくるという状況であると思います。

今回は、浴槽の部分が大分傷んできているということもあって、その部分を直すということになりました。当初、町単独で補助をしなくてはいけないと思っていたのですが、今回、町から社会福祉補助、ケアハウスに対して補助をするということになると、その分についても、過疎債、工事の中身にもよりますけれども、先ほど副町長から言ったように長寿命化できるだとかそういうものに対する工事であれば、町が補助するときに過疎債も対象になるということが分かりましたので、今回、その過疎債を充当しながら支援をしていくという形にしていこうということになっておりますので、今回の予算の中で補助、支援をする部分と、それから財源として過疎債も、この歳入の中を含めさせていただいたというような中身となってございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 3番。

○3番（榊原深雪君） 同じ質問なのですが、本当に、福祉課から、この予算のことで、本当に施設が老朽化して、町としてこうやってケアハウスのほうまで補助していかなければならないような状況が大変だとすごく思っておりました。

何とか、建物に関する入居者の協力も得られないかどうかということで、一般のマ

ンションとかアパートでしたら共益金とか、そういうもので、何か修繕をしなければならないとき、当然入っている方が負担しなければならないという状況の中で、このケアハウスの入居者の場合は優遇されています。そして町にも負担がどんどん増してくるのでないかという、すごく不安があったのですが、こういったことで解決するのですが、この補助金を見つめられた担当の職員の方がやはり優秀だと私は思っております。そのことに関して、ちょっとお答えいただければいいなと思っています。

○議長（高橋秀樹君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 今、榊原議員さんから担当職員にお褒めの言葉をいただきまして、ありがとうございます。

やはり、足寄町は、有利な財源ということで、起債もなるべく交付税補填率の高いものを探って、総合振興局なりと相談しながらやっています。

特に足寄町で言えば過疎債、辺地債の取扱が多いのですが、毎年、起債の取扱いについてということで、ある程度細かく、この事業は対象になるとかならないとかということで、最近でいえば、エアコンは2年前までは駄目、文章化されていなかったのですが、それが制度という取扱いの改正によってエアコンもよくなるよ、それには20万円以上で固定式でなくては駄目だという形で、毎年、内容についても、国なり北海道が、そのときの時勢なり、環境に応じて変化してしまっていて、それらの部分である程度、改正点というのも分かりますし、特に、やはり財政担当の職員は、そこら辺に敏感になっていますので、また原課でも他の町村とかもいろいろな情報を集めて、なるべく有利な財源ということでやっておりまして、これからも引き続き、よく、安久津町長も渡辺町長も言っておりますけれども、アンテナを高く

して事業を進めるということで、そのような形でまた進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

10番。

○10番（進藤晴子君） 同じケアハウスのことです。

大変よかったと思うのですが、以前、ケアハウスの方にお聞きしたときに、これ全部まとめて今必要なものを修理するとどのくらいかかるのですかと、ざっくりですね。たしか、2億円だか、それ以上というお話でした。とってもではないけれども、そんなことは町には頼めないで、ちょっとずつお願いしながらやっていくつもりだというお話を受けて、大変だなと思って帰ってきたところだったのですが、今回この起債を使えるということで、年々ちょっと内容が変わってくると今、副町長のお話でしたけれども、今後これを使っていけるのか、マックス年間どのくらい1回2回、金額、大体どのくらい使っていけるのか、それを聞くと、何となく私たちも安心ができるのですが、その予測です。お願いします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 決して樂觀できるような状況ではないということだけ、まず先にお話をさせていただきたいなと思っております。

それは一つは、先ほども言いましたけれども、その年その年によって少しずつ制度も変わってきているという部分、制度というか取扱いも変わってきている部分はありますけれども、変わってくる可能性はありますけれども、基本的には長寿命化だとか、そういったような中身ですので、単純な修繕だとかいうところが果たして、そのときそのときで該当になるかどうかということが、まずは一つあるのかと思ってい

ます。

ですから、大規模改修ですから、大規模改修すれば寿命は延びるのだろうと思っていきますので、そう思っていますが、それを全部一遍にできるかどうかということも一つあるのかなと思っています。

それと、この枠というのは、足寄町に幾らかということ、枠があたっているわけではありません。全体として大枠で金額があって、それが、その年その年いろいろな町で過疎債を使って事業をやりたいということで要望が上がって行って、それを道だとかで審査をしながら割り振っていくという形になるわけです。

今までも、いろいろなところから要望が多くあって、例えば1億円、町として起債をしたいということであっても、1億円ではなりませんということで、例えば9,000万円だとか8,000万円だとかって削られることもありますし、そういう枠の中でやっていくということになりますので、足寄町で幾ら使えますかということは、その年その年でないと分からないという状況にありますし、現状、今、2,120万円とかということで予算をあげていますがけれども、これも必ずしも、この額が当たるかどうかまだまだ分からないという状況です。

とりわけ、今年、足寄町としては特別養護老人ホームもやりますので、特別養護老人ホームのほうでも起債をするということになりますと、足寄町でかなりの額を過疎債で使わせていただきたいという要望を出すわけなのです。

そうすると、ほかの町でもいろいろと過疎債を使ってやりたい事業がいっぱいありますとなってくると、全体として圧縮される可能性もあるというところでありまして、ある意味、もしかしたら、こうやって2,120万円とかあげていますがけれども、もしかするとあたらないかもしれないよということも全くないとは言えないという状況の中でありますので、決して樂觀視でき

ることではないですし、ある意味、もしかすると町単独で支援をしなければならない、今回の部分についてはですね。ということもあるかもしれないということを、ちょっと御理解いただければなと思っています。

今後もそういうことで、例えばトータルするとまだまだ2億円とか、今の段階で工事費として2億円だとかぐらにかかるといろいろな工事が必要だと言われていきます。やはり、これを一遍にはなかなかできませんので、緊急度の高いところから少しずつ直していただくということになるだろうと思っています。

その辺りはケアハウスのほうでも、きっと考えながらということになるのだと思いますけれども、その都度、もしも過疎債だとかが使えるような工事であれば、町として補助するときに、そういう財源として過疎債を使わせていただくような、そういったことをこれからもやっていかななくてはならないと思っています。

今まで町単費で補助していかなければならないと思っていたところが、こういうことで過疎債も補助するときに使えるという、そういう道もできたという部分では、町としても何とか財源を確保できるかなと思っていますところでありますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 非常によく分かりました。ありがとうございます。

それでですね、ということは、過疎債とか、この事業だけではなくて、いろいろな事業に使ってたりするわけですが、切られてしまうかもしれないということは常にあるということで、もしそうなったときは、単費で町から出さなくちゃいけないという覚悟の下に、こういう予算を組んでいると受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 先ほど申し上げましたけれども、今年、特養もあるので、過疎債としては非常に大きな額を町として、足寄町としては使わせていただきたいと思いますと考えています。

ただ、先ほども言いましたように全体でどうなっていくのかという部分はまだ見えておりませんので、もしかすると、これが減額されるかもしれないし、もしかしたら、あたらないかもしれないし、ということも含めて財政のほうから言われていますので、そういったことも覚悟しながら、町としては、やはり急いでやらなければならないことに関しては、なるだけ、その時点その時点で考えながら支援をしていくような方向で考えていかなければならないと思っています。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

新聞などによりますと、このケアハウスのクーラーですね。クーラー業者がなかなか大変で、なかなか学校なども追いついていかない。足寄町は終わっておりますが、そういうような感じなので、急いでやっていただきたいなと思いました。ありがとうございます。

○議長（高橋秀樹君） 7番。

○7番（木村明雄君） 関連であります。

ケアハウスも建設されて、もう25年以上たっているということをお聞きいたしました。

これ、あと、これから先、もう25年もたっているということは、30年、35年、40年すぐたつのではないかと、そんなふうを考えるわけであります。そしてまた、今回、この浴槽、これについて、もうボロボロだと、それで、これ何とかしなければならないという形の中で、今、予算を取ったということもお聞きをいたしました。

ここで、一番私が心配していることは、やはり、これから先、我々も世間話でいろいろなことで話し合うときもあるわけなのだけれども、そこで、やはり、あれが、町としては面倒見られないのだよという形の中で、今まで来たわけだ。そこで、これ大変なことになるということで、我々も考えていたわけなんだけれども。

そこでですね、これから先に向けて、やはりもうそろそろ、あれはどうするのだということを考えていかなければ、これ、老人難民をつくるということにはならないと思うのです。その辺について、ちょっと詳しくはないかもしれないけれども、お伺いをしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） ケアハウス。社会福祉法人、敬愛会で運営をしているところでありますので、基本的には、その社会福祉法人で運営をしていくということが、進んでいくのだろうと思っています。

25年たっていますけれども、あの建物も確かに、25年のそれなりに古くはなっていますけれども、このあと10年ぐらいですぐ使えなくなるかという、そういうわけではないと思っていますので、一定程度のメンテナンスをしながら、なるべく長寿命化して使っていければと思っています。

人の施設をあまり言うことではないのかもしれないですけども、そうしています。それには、多分、議員さん皆さんも経営状況というか、敬愛会の状況を御存じだと思いますので、そして、改修をするといっても、そんな簡単な話ではないといったところで、町からの支援もやはり必要になってくるだろうと思っています。

あそこ70床あって、70人の方たちが生活をされているという施設でありますし、そこで働いている人たちもいらっしゃるところでありまして、比較的ほかの施設と比べると安い料金というか、使用

料というか利用料で入れるといったところでは、町民の皆さんも将来的にできれば活用したいと思われる方たちも多いのかなと思っていますところであります。

今後どうしていくのかという部分は、基本的には今までどおり、社会福祉法人の敬愛会が運営していくということは、引き続きそういう形になるだろうと思っていますし、その中で町が支援を求められたときに、町がどうするのかといった部分は議会の皆さんとも相談をしながら、支援をどうしていくかといったところを決めていかなければならないのかなと思っています。

先ほども言いましたように、町民の皆さんも、そこがあるという部分が、少し安心材料にもなっている部分もあるのだろうし、この住み慣れた地元で住み続けたいという、そういった思いもあるんでしょうから、そういった方たちのためには、やはり引き続き長く経営がされていけるといいなと思っています。

そのときそのときで、また皆さん方に御相談させていただきながら、支援をどうしていくのか、支援するのかわからないのかも含めて、相談させていただきながら進めさせていただければなと思っています。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 7番。

○7番（木村明雄君） 先ほど、最初のうち、この過疎債が当たりますということになったわけなのですね。

そこで、私もこれはうまくいくのだな、見通しは明るいのだなと思ったわけなのだけれども、そんな話をしているうちに、今度は町長のほうから、いや、これ過疎債はそのうちに当てにならんかもしれないと、こういうような話も聞いたということになるわけで、そうすれば今度は不安のほうで、また起きてくるということで、私、こんな意見を出したわけなんですけれども。これから先についても、やはりアンテナを高くしてもらって、そして過疎債、これが

当たるというのか、そういう形の中で進めるということであれば、何としてでもお願いをしていきたい、そんなふうに思うところであります。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 不安にさせて申し訳ないです。

決して、そういうつもりで言ったわけではなくて、財政的には非常に必ずしも、これがまんどにあたるかどうかというのは、今確実にあたりますということではあるということではないということ、御理解いただければと思いますし、こういうことで制度が、その使い道も少しずつ変わってきているという部分で、そういった意味では、そういう道ができてきているということですから、今後においても、そういう活用が、もちろん、その年その年で分かりませんが、そういう道が開けたよということは一つだというように思っていますので、今まで町単独で支援をしていくことはかなり厳しいということが言われていた部分が、少し過疎債だとかそういったもので、国の支援なども受けながらやることができるかもしれないとなってきたということで、安心してくださいますとまでは言えないかもしれませんが、いろいろな方法を活用していきましようということで、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 歳入総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 4ページにお戻りください。

第2表債務負担行為補正、追加1件、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第3表地方債補正、変更4件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号令和6年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第43号令和6年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これから、議案第44号令和6年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

32ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号令和6年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第44号令和6年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第45号令和6年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

40ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号令和6年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第45号令和6年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第46号令和6年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

50ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 45ページにお戻りください。

第2表地方債補正、変更1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号令和6年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第46号令和6年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第47号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算

(第1号)の件の質疑を行います。

58ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 総括ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第47号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に、議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午前11時20分 休憩

午前11時29分 再開

○議長(高橋秀樹君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎ 議運結果報告

○議長(高橋秀樹君) 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長(進藤晴子君) ただいま開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

これより、本日の議事日程に追加し、意見書案第2号と意見書案第3号を即決で審

議いたします。

次に、議員派遣の件と総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会からの所管事務調査期限の延期について、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会、議会運営委員会からの閉会中継続調査申出書について審議いたします。

以上で、本定例会における議案等の審議は、本日をもって、全て終了する予定であります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長(高橋秀樹君) これにて、委員長の報告を終わります。

お諮りします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思

います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり、日程に追加し、審議することに決定いたしました。

◎ 意見書案第2号

○議長(高橋秀樹君) 追加日程第1 意見書案第2号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の件を議題とします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第2号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第2号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第3号

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第2 意見書案第3号厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第3号厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第3号厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第3 議員派遣の件を議題といたします。

本件について、お手元に配布のとおり、議員派遣をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は原案のとおり決定いたしました。

◎ 所管事務調査期限の延期について

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第4 所管事務調査期限の延期についての件を議題とします。

総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査については、調査が終わらないので、同委員会から次期定例会まで期限を延期したいという要請がありました。

お諮りします。

委員会の要求のとおり、期限を延期することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査について、調査の期限を委員会の要求のとおり、次期定例会まで延期することに決定いたしました。

◎ 閉会中継続調査申出書

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第5 閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、条例第136条の規定によって、お手元に配布したとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定いたしました。

◎ 閉会の議決

○議長（高橋秀樹君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

したがって、総合条例第28条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎ 閉会宣告

○議長（高橋秀樹君） これで本日の会議を閉じます。

令和6年第2回足寄町議会定例会を閉会いたします。

午前11時37分 閉会

